平成２７年（フ）第１０６７号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目２番５―308号
債務者　米沢　　健
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８８号
千葉市中央区千葉寺町868番地１　千葉寺第２県営住宅402号
債務者　松﨑　　聰
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８９号
千葉市中央区千葉寺町868番地１　千葉寺第２県営住宅402号
債務者　松﨑眞知子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９１号
千葉市美浜区幸町２丁目13番18棟203号
債務者　平野　　勇
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９２号
千葉市美浜区幸町２丁目13番18棟203号
債務者　平野　玉枝
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９７号
千葉市中央区亥鼻３丁目９番７号
債務者　渡辺　一美
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１２４号
千葉県船橋市南本町22番12号　鶴浜荘104号
債務者　加藤　康夫
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２７９号
千葉県八街市大関92番地33
債務者　飯尾礼司朗
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３０４号
千葉県八街市八街に464番地４－Ｅ棟
債務者　長島ひろ美（旧姓藤﨑）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３１４号
千葉県印西市平岡1383番地10
債務者　猪俣　千秋
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３２０号
千葉県佐倉市中志津１丁目11番16号　ビレッジＨ２―103
債務者　藤本　　博
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３２１号
千葉県印旛郡酒々井町下岩橋534番地
債務者　窪田摩利子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３２２号
千葉県四街道市鹿渡1036番地13
債務者　三浦　恒二
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２７８号
高知市天神町５番34号　天神マンション302
債務者　岡村久美子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６６７号
熊本市南区馬渡１丁目５番15号　パークサイド21―103号
債務者　谷本　義雄
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０３９号
札幌市西区発寒15条１丁目２番18―308号
債務者　森山　和弘
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０８５号
札幌市中央区南９条西13丁目１―20―202、住民票上の住所札幌市厚別区上野幌３条２丁目11番17号
債務者　柳澤　英樹
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０９０号
札幌市手稲区前田９条10丁目３番３号　コーポ幹102号
債務者　岡本　弘美（旧姓亀岡）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部